

防衛大臣
小 泉 進 次 郎 様

横田基地対策に関する要望書

令和8年7月27日

瑞 穂 町
瑞穂町議会

横田基地対策に関する要望書

横田基地は日米安全保障条約に基づく在日米軍基地としての機能のほか、防空の中枢となる航空自衛隊航空総隊司令部としての機能をもつ、国防上、極めて重要な基地であると認識しているところであります。

我が瑞穂町は、昭和15年の陸軍多摩飛行場の設置以来、常に国政に協力し、終戦後も数次にわたる横田基地の拡張に応じてまいりました。

その結果、基地への提供面積は基地総面積の約3割に及び、まちづくりの大きな障害要因となっております。

特に、当町は滑走路の北側延長線上にあるため、町民は通常の離着陸をはじめとして、基地の常駐機による旋回訓練及び低空飛行等により、日夜騒音、振動に悩まされ続けております。

また、町民は騒音被害のみならず、いつ起こるともしれぬ航空機事故や緊迫した世界情勢に伴う横田基地の機能や運用の変化などに不安な毎日を送っておりますが、防衛施設の維持、運用には理解を示し協力しているところであります。改めて、当町がおかれている耐えがたい実情を十分に理解され、次の事項について実現されるよう強く要望するものであります。

記

1 軍民共用化反対について

町民は、横田基地が国防上重要な施設との認識の下、基地に起因する様々な障害に耐え忍んでおり、これ以上の騒音や事故による危険性の増大につながる軍民共用化には絶対反対である。

平成11年4月、米軍横田基地の軍民共用化が東京都知事から表明されたことに対し、瑞穂町議会では同年5月に軍民共用絶対反対の決議を全会一致で採決した。以降、町とともに関係機関に対し反対を訴えているところである。

一方、平成31年4月、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、政府が在日米軍横田基地の臨時的な軍民共用化を米国政府に打診した、との新聞報道があった。地元の声が聞き入れられず、国や東京都が共用化推進に向けて動いていることは誠に遺憾である。

これ以上の騒音の増大をもたらす軍民共用化を推進するならば、基地そのものに対する反対運動の拡大も予想される。飛行直下に位置する地元自治体の反対の意向を尊重した適切な対応を強く要望する。

2 住宅防音工事の対象の拡充について

令和3年4月、85W以上の区域の対象となる建築期間が拡大される旨の連絡があり、同年7月から希望届の受付が開始されたが、他区域においても離発着だけでなく、町上空での低空旋回飛行が恒常化している。特に、CV-22オスプレイの飛行により、住宅防音の対象外となる区域においても、騒音や振動による生活環境への影響が深刻化している。さらには、オスプレイの配備が今後10機まで増加する計画になっている現状、加えて助成申請者の利便性向上の観点を踏まえ、次の事項を要望する。

(1) 制度の拡充を図ること

- ・住宅防音区域の拡充
- ・区域指定告示後の建築家屋全ての対象化
- ・対象区域指定値のLden57（70WECPNL）への改正
- ・一般家庭等における太陽光発電システム設置費について、助成対象事業への早期位置付け

(2) 制度の改善を図ること

- ・希望届提出後の速やかな工事実施
(待機世帯の早期解消)
- ・複層ガラス及び建具の基本仕様化

(3) オスプレイの低周波による振動対策を講ずること

3 新たな補助制度の創設について

滑走路北端に位置する当町は、航空機騒音と航空機事故への不安に加えて、建築物の高度制限及び基地周囲での交通集中による渋滞発生といった、基地が所在することによる影響が甚大である。

今後、まちづくりを進めるに当たり、これらの実情を考慮して応分の補助を措置されたい。

また、補助事業で設置した建物の維持管理に対する補助等、新たな措置が取れる制度の創設を図られたい。

4 現行補助制度の拡充

民生安定対策上、必要なものについては、時代の変化に対応した補助対象の拡大とメニュー化を図り、全て補助対象施設とすること。

また、現行の騒音測定結果のみの判断で補助事業不採択となる事例がある。

基地が人口密集地域に存在し、かつ、運用上の理由から町民は離発着の時間帯を知る術がない中、大型輸送機やジェット戦闘機が飛来している実態を鑑み、騒音レベル及び発生回数などのみの基準の適用ではなく、アメリカ空軍第4偵察飛行隊の移転に伴うグローバル・ホークの横田基地への配備など基地の存在及び運用に伴う様々な障害に対する対策であるという重要性並びに当町の実情を十分考慮し採択されたい。

重ねて補助事業における事務の簡素化及び早期交付にも配慮願いたい。

5 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

常駐機に加え飛来機による離陸、着陸、急上昇及び低空旋回飛行等に伴う騒音被害は甚大であり、令和7年度の騒音実態も環境基準を大幅に上回っている。また、CV-22オスプレイの配備や、グローバル・ホークの一時展開、米海軍無人偵察機トライトンの展開による短期間使用の可能性、戦闘機の離着陸を伴う訓練の実施など、軍の運用による負担を大きく受けている。

このような中、令和8年5月、一時展開していたグローバル・ホークを運用するアメリカ空軍第4偵察飛行隊について、順次、横田基地に移転させる旨の発表もあり、米軍の運用の変化により、さらに負担を受けることは遺憾である。

については、これらの実情を考慮し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額を強く要望する。

6 騒音及び安全確保に関して

次の事項を米軍に申し入れされたい。

(1) 市街地上空における低空・旋回飛行等の中止

常駐機C-130及びCV-22オスプレイの市街地上空における低空及び旋回飛行は近年、基地東側でも行われ、騒音、振動のみならず航空機事故の危険性を伴っている。また、町民から、低空・旋回・長時間のホバリング・夜間飛行に関しての苦情は常に寄せられている。さらには、他の基地から飛

来するジェット戦闘機の騒音も凄まじいものである。こうした実情を踏まえ、日米合同委員会合意が遵守されることが必要である。

(2) 基地北側ヘリパッド使用の中止

平成15年9月にヘリパッドが南側に新設されたが、未だに基地北側の当町上空での飛行訓練が行われている。CV-22オスプレイの騒音、振動は継続時間が長く、町民は騒音レベル以上の被害を受け、振動で家や家具が揺れるとの苦情も増えている。

(3) 騒音・排気ガスを伴うエンジンテスト及び複数機でのアイドリングの回避

基地北西側の町民から、エンジンテスト及び複数機の一斉アイドリングによる騒音、排気ガスによる生活環境への被害について苦情が寄せられている。

(4) 夜間及び早朝の飛行訓練の中止

夜22時から翌朝6時までの航空機の飛行抑制の徹底、周辺住民への騒音被害の軽減が求められている。

(5) 人員降下訓練等実施時の安全確保の徹底

平成30年4月、人員降下訓練中にパラシュートの一部が羽村第三中学校に落下し、また、平成31年1月には、パラシュートの一部が風に流され遺失し、令和2年7月には、立川市内へのパラシュート備品2つの落下及び福生市内へのフィンの落下が短期間に連続で発生した。さらに令和7年11月に隣接する羽村市への場外降着、その直後には福生市内で落下したパラシュートが発見されるなど、近年、人員降下訓練中の基地外への落下事故が繰り返し起こっている。パラシュートやその一部が基地外に落下した場合、たとえそれ自体が小さく、又は軽いものであったとしても、基地周辺は人口が密集した市街地であり、一歩間違えば重大事故につながりかねない。また、周辺の国道16号やJR八高線に降着した場合、二次被害を招くおそれも極めて大きい。当町は滑走路の延長上に位置し、降下訓練時の飛行ルートとなることが多く、訓練による基地外への影響を最小限に抑えるため、安全確保に必要な措置及び再発防止策が必要である。

(6) 航空機の整備・点検に関する万全の措置

令和2年6月には横田基地所属CV-22オスプレイ、令和5年4月には横田基地所属C-12の部品遺失が発生した。また、令和3年6月には横田基地所属CV-22オスプレイが山形空港に、9月には仙台空港、12月には館山航空基地に、令和4年10月には和歌山県の南紀白浜空港に、令和8年5

月には、厚木海軍飛行場に予防着陸した。さらに、令和5年8月には横田基地所属ヘリコプターが調布飛行場に、令和6年4月には福島県内の非居住区域に予防着陸している。航空機部品の遺失や常駐機の予防着陸などについて町民は不安を募らせている。

7 情報提供について

地域住民の安全や生活環境の確保には基地に関係する様々な情報が必要不可欠である。

しかしながら、令和元年4月から複数回にわたり、事前の情報提供がない中、人員降下訓練が実施された。これまで基地外にパラシュートの一部やフィンが落下する事故が短期間に連続で発生し、さらに、令和7年には隣接する羽村市での場外降着、福生市でのパラシュート落下事故が立て続けに発生するなど、訓練実施には、その規模にかかわらず、事故への不安は拭いきれるものではない。また、これまで幾度となく横田基地所属の米軍関係者が酒気帯び運転による交通事故を起こしており、令和7年8月、令和8年1月にも福生市内で米軍関係者による酒気帯び運転による交通事故が発生し、町民の不安は増すばかりである。

感染症対策については、国内と齟齬のない基地内における感染予防の徹底、新たな感染症に対しての適時的確な情報を提供していただき、感染症対策実施状況の公表など、積極的に対応願いたい。

事件・事故の規模及び基地外への影響の有無にかかわらず、一層の迅速かつ適時・的確な情報提供に努められたい。また、国の責任による、ホームページ等を活用した迅速な情報提供の徹底を求める。

8 CV-22オスプレイの配備について

平成30年10月から、CV-22オスプレイが正式配備された。

CV-22オスプレイによる騒音及び振動を伴う低空飛行が繰り返し行われており、町民はかねてから環境基準を上回る騒音に悩まされているところに、一層の騒音被害を受けることとなった。

令和4年8月には、横田基地所属機を含む米空軍の全てのCV-22オスプレイが、安全上の事象の発生を受け、地上待機措置がとられた。翌月には、安全に運用できる手順を確立されたとして地上待機措置が解除され運用が再開したが、基地周辺住民の安全に対する不安は一層高まった。令和5年1月にはCV-22オスプレイ2機が100dbを超える爆音を響かせながら

市街地上空を超低空飛行での旋回を繰り返し、1夜の飛行に対して10件もの騒音や振動に関する苦情が寄せられた。さらに、同年9月にも再び市街地上空を超低空飛行での旋回が繰り返し行われ、20件以上もの騒音や振動に関する苦情が寄せられた。

さらには、令和5年11月に横田基地所属CV-22オスプレイ1機が鹿児島県屋久島沖合で墜落し、国内初の死亡事故が発生した。同年12月には全てのオスプレイの運用停止措置が発表されたが、令和6年3月に事故調査が継続中かつ、より詳細な事故原因や安全対策、再発防止策の情報が十分提供されていない中での運用停止措置の解除が発表された。同年8月に事故調査報告書が公表されたが、同様の機体が配備されている基地周辺住民にとっては、安全性等に対する不安をさらに高めることになると強く危惧するものである。

また、配備の情報提供については、令和3年7月に北関東防衛局から追加配備される1機が横田基地に到着したとの公表があり、事前の情報提供がなされず、令和4年11月になって、6機目のCV-22が令和3年7月に横田基地に配備されたものと整理している旨の説明がされた。これまでに6機のCV-22オスプレイが配備されており、令和6年頃までに段階的に計10機が配備されるとしている。令和7年6月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、令和5年11月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所所属のCV-22オスプレイ1機の代わりとして配備されたもので、残りの4機がいつ配備されるかは、現時点では決まっていないが、段階的に計10機が配備する計画に変更はないと情報提供があった。しかし、すでに当初の配備計画の時期を経過しているにもかかわらず、その後追加の情報提供はなされていない。このような対応は、町民の米軍及び国に対する不信感につながりかねない。

については、町民の平穏で安全な生活を守る観点から次の事項を要望する。

- (1) 横田基地所属CV-22オスプレイの墜落事故を受け、今後の横田基地への配備計画等について、さらなる具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行うこと。また、実際の配備に当たっては当町へ事前に情報提供すること。
- (2) 国の安全に対する備えは国民が等しく担うべきであるため、町民の安全と良好な生活環境の確保のための十分な措置とともに、当町への影響に対する国の負担軽減策を講じられたい。
- (3) 周辺地域において、飛行に伴う住宅の振動等を訴える町民も多く、低周

波音による健康被害等が懸念されることから、国の責任において、調査機器による調査を実施し、必要な対策を講ずること。

9 泡消火薬剤の漏出への対応について

令和5年7月に北関東防衛局より、横田基地において、平成22年から平成24年までの間に3件の泡消火薬剤の漏出があったが、これら3件について、基地の外へ流出したとは認識していないとの説明を米側から受けていると情報提供があった。また、令和6年8月にP F O S等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報提供があった。これらの漏出は、発生からかなりの時間が経過しており、速やかに情報提供がなされなかったことは、町民の不信感につながりかねず、極めて遺憾である。

また、令和5年11月に報道されたP F O S等漏出の有無の事実確認を明らかにするよう求めていたが、令和7年4月に米国国防総省が発行した日本における有害廃棄物処理に関する監査報告書により、横田基地内におけるP F O S等およびP C Bの保管・処置等に関する不適切な取扱いについての記事が公表された。

P F O S等については、多くの町民が健康への影響などについて不安を抱いており早急に払拭する必要がある。

については、このような状況を十分認識し、以下のとおり対応するよう要望する。

- (1) 引き続き、国の責任において基地内のP F O S等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表する等必要な対応を行い、詳細な情報を速やかに提供すること。
- (2) 新たにP F O S等の漏出等が判明した場合には、その全てについて、詳細な情報提供を迅速に行うこと。
- (3) 町民に大きな不安を与えている現状に鑑み、関係省庁と連携して万全な措置を講じるなど、より一層必要な対応をとること。

10 J R八高線複線化事業について

J R八高線の複線化事業は、町民の悲願であり、町も全面的に協力しているところである。現在中断している状況にはあるが、米軍用地も対象となっているため、東日本旅客鉄道株式会社の事業推進の際には、当該用地の確保に当たり特段の配慮を願いたい。

11 大規模災害への対応について

- (1) 大規模災害による幹線道路の寸断等発生時の物資輸送、緊急時避難経路等のため、瑞穂町側ゲートを使用した横田基地への立ち入りを想定した現地実施協定の早期締結に向けて配慮願いたい。
- (2) 令和8年7月14日に施行された『重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律』では、自衛隊施設、米軍施設及びその周辺地域の区域が、周囲おおむね300mから1,000mに変更された。このことにより、飛行が禁止される区域には、町の広域避難場所となる施設等も含まれる。町民の生命・財産を守るため、大規模災害及び訓練時における小型無人機（ドローン）等の飛行・活用に係る米軍との調整等について配慮願いたい。

貴職におかれましては、騒音被害のみならず、いつ起こるともしれぬ航空機事故、また、緊迫した世界情勢に伴う基地機能や運用の変化に不安な毎日を送っている当町の実情をご賢察の上、特段のご配慮をいただきたく要請いたします。

令和8年7月27日

東京都西多摩郡瑞穂町

瑞穂町長 山 崎 栄

瑞穂町議会

議 長 小 川 龍 美

瑞穂町議会基地対策特別委員会

委 員 長 原 隆 夫